解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日の存続期間の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月八日

鳥取県倉吉市和田東町字向山九一二番地
財団法人倉吉太陽霊園
清算人　藤田　将英

配当公告

福島県二本松市岳温泉一丁目一番地
破産者　株式会社佐藤旅館
右の者に対する福島地方裁判所平成二十四年（フ）第三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一三一、五五九、三一一円
一、配当することのできる金額
金二二、七一一、二四四円

平成二十五年十月八日

福島県福島市五老内町二番三八号
破産管財人　菅野　昭弘

配当公告

愛知県刈谷市富士見町二丁目六〇二番地
破産者　大建工業株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十四年（フ）第一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金七五一、〇四〇、八〇九円
一、配当をすることのできる金額
金一一、八一八、二九三円

平成二十五年十月八日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階
破産管財人　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡加美町菜切谷字青木原二八番地五四六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　羽鳥　正敏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

事務所宮城県大崎市古川駅南三丁目一三番二号
相続財産管理人　弁護士　冨田　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市寿町五一番地四、最後の住所秋田県横手市婦気大堤字西野三七番地三五
被相続人　亡　松井泰一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

秋田県秋田市山王二丁目一番五三号山王二一ビル七階
相続財産管理人　弁護士　小泉　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市南外字大和野二三七番地、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山三番地二
被相続人　亡　髙橋　二郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

秋田県由利本荘市御門二六五番地一工藤司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　工藤　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市門田字寿福一一七番地、最後の住所山形県山形市久保田三丁目三番二〇号
被相続人　亡　関原　新
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

山形市城西町四丁目一四番三五号　城西町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高井戸西二丁目一八番、最後の住所埼玉県春日部市大字内牧三五一一番地二九
被相続人　亡　石丸　正広
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅水　尚伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区新橋一丁目四番地三、最後の住所東京都杉並区久我山五丁目三二番一三号
被相続人　亡　田中　晴男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

東京都千代田区神田神保町三丁目六番一五号ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜泉一丁目一二番地、最後の住所東京都足立区千住宮元町九番一号
被相続人　亡　藤本登志子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号　金鳳堂ビル五階飯塚総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市知覧町南別府二五一三五番地、最後の住所神奈川県平塚市夕陽ケ丘二六番六号
被相続人　亡　馬場　和榮
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番一〇号　HM―小田原ビル二階山﨑夏彦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山﨑　夏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区麻布十番二丁目二〇番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区峰岡町三丁目三八九番地
被相続人　亡　光延　徹郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二五―七フォーラスプラザ二〇三
相続財産管理人　弁護士　姜　文江

第78期決算公告

平成25年10月8日　神戸市中央区栄町通4丁目1番10号

内外ゴム株式会社
取締役社長　土井　正孝

貸借対照表の要旨（平成25年5月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	4,258	流動負債	2,546
固定資産	2,463	固定負債	1,225
有形固定資産	496	株主資本	2,878
無形固定資産	8	資本金	120
投資その他の資産	1,958	資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	2,737
		利益準備金	30
		別途積立金	2,008
		その他利益剰余金	699
		（うち当期純利益）	(77)
		評価・換算差額等	72
資産合計	6,721	負債・純資産合計	6,721